



新潟県

男女平等推進プラン

# 第2次新潟県男女共同参画計画

ダイジェスト版



男女が共に参画し、多様な生き方が  
選択できる社会の実現に向けて

新 潟 県

## 計画策定の趣旨

少子高齢化が進む中で、全ての人々が生きがい感を持って安心して暮らすためには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要です。

このため、新潟県においては、平成14年に「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、その後、平成18年に、この条例の基本理念に基づき「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」（以下「前計画」という。）を策定し、男女共同参画の実現に向けた様々な取組を推進してきました。

このたび、前計画の計画期間が終了したことから、新潟県における男女共同参画社会の更なる発展・充実を目指し、前計画の成果と課題を踏まえ、条例の基本理念にのっとり、第2次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定しました。

## 計画の性格

- ①男女共同参画社会基本法に基づく「新潟県男女共同参画計画」です。
- ②新潟県「夢おこし」政策プランやその他の県の計画と整合性を持った計画です。
- ③男女平等社会の実現に向け、施策の基本方向と内容を明らかにし、それらを総合的、体系的に推進するための計画であり、市町村、事業者、県民それぞれが自らの問題として考え行動するための指針となる計画です。

## 基本理念

「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」の基本理念に基づき、以下のとおりとします。

- ①男女の人権の尊重
- ②男女の社会活動を自由に選択できる社会制度や慣行の確立
- ③政策・方針の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活とその他の活動の両立
- ⑤生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- ⑥国際社会の動きとの協調

## 計画の目標

「男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて」意識啓発はもとより地域、職場などでの日ごろの具体的、実践的な取組を通じて、男女平等社会の形成の意義について理解し、その推進に取り組むという趣旨です。

## 計画期間

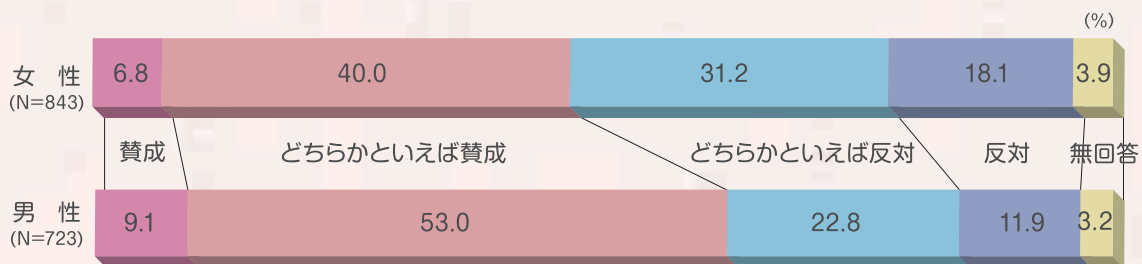
平成25年度から平成28年度までの4年間です。

男女が社会の対等な構成員として、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮でき、個人として尊重される社会づくりが重要です。

「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する人の割合は徐々に減少する傾向にありますが、その動きは緩やかであり、また、男性と女性ではその意識に開きがあり、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることが男女それぞれの活動の広がりを難しくしているという現状があります。

そのため、男女平等社会の形成に関して理解を深めることが重要であり、家庭、職場、地域等における性別による固定的な役割分担意識を見直すとともに、学校教育・生涯学習を通じて男女平等意識を育むこと、また、女性に対するあらゆる暴力の根絶や生涯を通じた女性の健康づくりを支援することが必要です。

### 「男は仕事、女は家庭を中心とする方がよい」という考え方について



資料：平成23年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

#### 男女平等意識の浸透

- 男女平等社会の形成についての理解を深めるための広報・啓発活動を推進します。
- 各種団体等と連携し、広報・啓発活動を推進します。
- マスメディア等を活用し、県民に対する啓発活動を推進します。
- メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力（メディア・リテラシー）を育成します。

#### 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し

- 社会制度、慣行等を男女平等の視点で点検し、実態把握に努めます。
- 男女共同参画に関する調査や情報収集を行い、課題を整理し、提供します。

#### 学校等における男女平等教育の深化

- 学校等における男女平等を推進する教育・学習を充実します。
- 教職員等の研修を充実します。

#### 男女平等に関する学習機会の確保

- 男女平等意識を高めるための学習機会を提供します。
- 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮した生き方を選択できるよう、学習機会の充実や学習情報の提供に努めます。
- 学習活動を支援する指導者等の人材の養成に努めます。
- 男女平等意識を育む家庭教育を推進します。

#### 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ドメスティック・バイオレンスなど女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発と防止のための環境づくりを推進します。
- ドメスティック・バイオレンスなど女性に対する暴力の実態を把握し、被害女性の相談や保護・支援を行います。
- セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組を推進します。

#### 生涯を通じた女性の健康づくり

- 生涯を通じた女性の健康の維持・増進対策を充実します。
- 妊娠・出産等に関する健康の維持・増進を支援するとともに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての知識の普及に努めます。

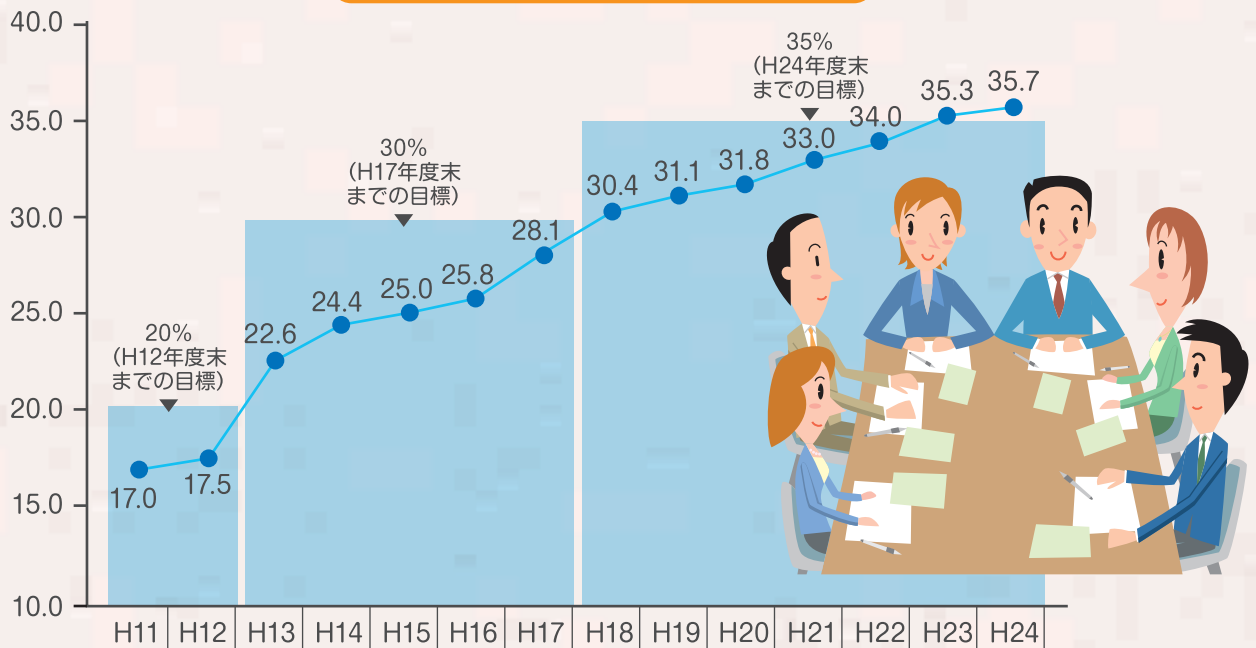
男女が共にあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりが重要です。また、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入が必要です。

特に、政策・方針決定過程への女性の参画が重要ですが、例えば県の審議会等の委員に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、社会の様々な分野での女性の参画の割合はまだ少ない状況です。

そのため、政策・方針決定過程への女性の参画の推進や女性の能力向上への支援を行うとともに、国際的な男女共同参画への取組に対する理解や国際協力活動への参画を促進することにより、女性のエンパワーメント(※)を進める必要があります。

※エンパワーメント…個人として、そして／あるいは社会集団として、意志決定過程に参画し、自律的な力をつけることです。

新潟県の審議会等への女性の登用率



資料：新潟県 各年6月1日現在



政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 県の審議会等への女性登用を推進します。
- 女性県職員・教職員の育成・登用を推進します。
- 市町村の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。
- 企業、団体、地域等あらゆる場における方針決定過程への女性の参画を促進します。

女性の能力の開発・発揮

- あらゆる分野に参画できる女性人材を育成します。
- 女性の人材に関する情報を収集、整備し、提供します。
- 女性団体等への活動支援を充実します。
- 女性の起業など様々なチャレンジを支援します。

国際的な男女共同参画の取組の理解と国際協力活動への参画

- 国際社会の男女共同参画に関する取組への理解を促進します。
- 国際交流や国際協力活動への女性の参画を促進します。

少子高齢化が進む中、社会経済活動を活性化し、いきいきと安心して暮らすためには、多様な生き方が選択でき、職場・家庭・地域で男女が共に参画することができる社会づくりが重要です。

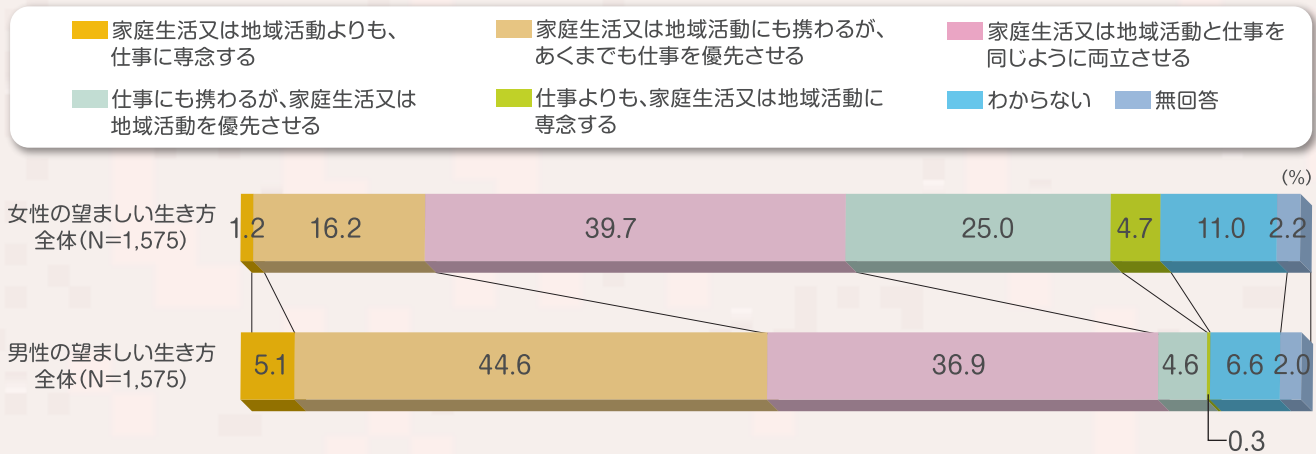
雇用の分野においては均等な機会と待遇の確保が重要であり、人々の意識・価値観やライフスタイルの変化に伴い、多様な働き方を可能とする環境づくりが求められています。

また、子育てや介護などの多くを女性が担う一方で、男性は仕事中心であり、家庭生活や地域活動における参画が必ずしも十分ではありません。

そのため、男女とも仕事と子育てや介護を両立できるよう働き方の見直しを進めるとともに、子育てや介護への社会的な支援を充実することが重要です。また、農林水産業・商工業等自営業においては女性が、経営や地域社会で能力、役割を十分発揮できるよう資質向上や環境整備が必要です。

さらに、暮らしやすく、活力ある地域社会を築くためには、家庭、地域、防災・災害復興等への男女共同参画を促進していくことが必要です。

女性の生き方、男性の生き方として望ましいと思うものについて



資料：平成23年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保

- 雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保など環境の整備を促進します。
- 女性の職業能力の開発を支援するとともに、能力発揮のための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取組を促進します。

働き方を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を可能とする就業環境の充実

- 仕事と生活の調和の実現に向けた社会的機運醸成のための意識啓発を推進します。
- 仕事と子育てや介護との両立のための制度の普及・定着を促進します。
- 多様な形態の働き方を可能とする就業環境を整備します。

農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画

- 農林水産業・商工業等自営業における女性の経営参画・社会参画を推進します。
- 農林水産業における女性の経営参画に向けた資質の向上を図ります。
- 農林水産業における女性の経営参画のための環境を整備します。
- 商工業等の家族経営に関わる女性の労働・生活環境の整備を促進するとともに、能力が十分発揮できるよう情報提供に努めます。

子育て環境の充実

- 多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童対策の充実を促進します。
- 地域における子育て支援を充実します。
- ひとり親家庭への支援を充実します。
- 男女共同参画の視点で子どもの安全で安心な環境整備を推進します。

## 高齢者・障害者の社会参画と介護体制の充実

- 高齢者・障害者の社会参画を支援します。
- 高齢者が安心して暮らせる介護体制の整備を促進します。

## 男性にとっての男女共同参画

- 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進します。
- 男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。
- 男性が抱える困難への対応を整備します。

## 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画

- 地域における男女共同参画を促進します。
- 防災・災害復興分野における男女共同参画を促進します。
- 環境保全の取組への男女共同参画を促進します。



## 計画の推進

男女共同参画社会の形成を図るためには、本計画の具体的施策に記載した、社会のあらゆる分野における広範かつ多岐にわたる取組を、県、市町村、県民、事業者、民間団体がそれぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら推進していくことが必要です。

### 総合的な推進体制及び機能の充実

男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するため必要な推進体制及び機能の充実を図り、計画的にその遂行を図ります。

- 施策を総合的に推進するため、全庁的な推進体制を充実します。
- 男女平等の視点を踏まえた施策展開を推進するための職員研修を充実します。
- 男女共同参画推進のための活動拠点として県女性センター機能を充実します。
- 性別による差別的取扱いや男女平等社会の形成を阻害する行為に対する相談の申出及び県の施策に関する苦情の申出制度を周知します。

### 計画の進行管理と調査・情報収集

計画が、目標の達成に向けて、有効かつ効率的に推進されるよう、計画の進行管理を実施し、公表するとともに、調査や情報収集を行い、県民に提供します。

- 計画の進行管理を適切に実施し、公表します。
- 男女別等統計（ジェンダー統計）の充実に努めるとともに、調査や情報収集を行い、県民に積極的に提供します。

### 市町村との連携

県内各地で男女共同参画に関する取組が進むよう、情報提供を行うなど市町村との連携を図っていきます。

- 市町村における推進体制の整備と計画の策定を促進します。
- 市町村支援を充実します。

### 県民、事業者、NPO、NGO等 各種団体との連携・協働

県内各地での男女共同参画への取組が行われるよう、県民や事業所、NPO、NGO等各種団体の活動を支援するとともに、連携・協働を進めます。

- 県民等の取組を促進します。
- 県民や事業者、NPO、NGO等各種団体等のネットワークを形成します。
- 県民や事業者、NPO、NGO等各種団体等との連携・協働による啓発活動を実施します。

## 計画の体系

計画の目標達成を目指し、3つの基本目標と16の重点目標を設定します。

計画の目標

基本目標

男女が共に参画し多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて

### I 男女平等を推進する社会づくり

重点  
目標

- ①男女平等意識の浸透
- ②男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し
- ③学校等における男女平等教育の深化
- ④男女平等に関する学習機会の確保
- ⑤女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑥生涯を通じた女性の健康づくり

### II 女性が活躍できる社会づくり(女性のチャレンジ支援の推進)

重点  
目標

- ①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ②女性の能力の開発・発揮
- ③国際的な男女共同参画の取組の理解と国際協力活動への参画

### III 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点  
目標

- ①雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保
- ②働き方を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を可能とする就業環境の充実
- ③農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画
- ④子育て環境の充実
- ⑤高齢者・障害者の社会参画と介護体制の充実
- ⑥男性にとっての男女共同参画
- ⑦地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画

**総合指標** 本計画の最終目標として総合指標を設定します。

| 項 目                 |          | 単位 | 現 状 |      | 最終目標 |    |
|---------------------|----------|----|-----|------|------|----|
| 「男女が平等な社会であること」の満足度 | 「満足層」の割合 | %  | H24 | 37.8 | H28  | 増加 |
|                     | 「不満層」の割合 |    | H24 | 17.0 | H28  | 減少 |

**目標指標** 目標の達成に向けて、重点目標ごとに指標を設定します。

| 基本目標                                  | 重点目標                                   | 項 目  | 単位  | 現 状  |             | 目 標  |             |
|---------------------------------------|--|--|-----|------|-------------|------|-------------|
| I                                     | 1                                      | 男女共同参画に関する周知度(男女共同参画社会という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合)                  | %   | H24  | 68.9        | H28  | 増加          |
|                                       |  | 「学校教育」における男女の地位の平等で、「平等」とする人の割合と「職場」における男女の地位の平等で、「平等」とする人の割合との差 |     | H24  | 45.2        | H28  | 減少          |
|                                       | 2                                      | 「社会慣習(しきたり)」における男女の地位の平等で、「平等」とする人の割合                            | H24 | 17.3 | H28         | 増加   |             |
|                                       | 3                                      | 「学校教育」における男女の地位の平等で、「平等」とする人の割合                                  | H24 | 65.1 | H28         | 増加   |             |
|                                       | 4                                      | 県、市町村、大学等が県民に提供している学習講座等の受講者数                                    | 千人  | H23  | 1,300       | H28  | 1,400       |
|                                       | 5                                      | 配偶者暴力に関する相談機関の認知度  | %   | H23  | 73.1        | H28  | 増加          |
| 過去2年間に配偶者からの暴力を受けたことのある者の割合           |  | H23  |     | 38.8 | H28         | 減少   |             |
| 6                                     | 乳がん検診受診率(マンモグラフィ併用検診)                  | %  | H23 | 24.5 | H28         | 50.0 |             |
|                                       | 子宮がん検診受診率                              |  | H23 | 22.8 | H28         | 50.0 |             |
| II                                    | 1                                      | 県の審議会等への女性の登用率   | %   | H24  | 35.7        | H28  | 38.0        |
|                                       |  | 管理・監督的業務に従事する者に占める女性の割合  |     | H24  | 11.7        | H28  | 増加          |
|                                       | 2                                      | 女性人材登録者数   | 人   | H24  | 775         | H28  | 1,000       |
| 3                                     | 「女子差別撤廃条約」の周知度(内容を知っている又は聞いたことがある人の割合) | %  | H23 | 37.4 | H28         | 増加   |             |
| III                                   | 1                                      | 「職場」における男女の地位の平等で、「平等」とする人の割合                                    | %   | H24  | 19.9        | H28  | 増加          |
|                                       |  | 育児休業取得率(男性)  |     | H24  | 2.0         | H27  | 3%程度        |
|                                       | 2                                      | 育児休業取得率(女性)  | %   | H24  | 95.2        | H27  | 90.0        |
|                                       |  | ハッピー・パートナー企業(男女共同参画推進企業)登録数                                      |     | 社    | H24         | 513  | H28         |
|                                       | 3                                      | 家族経営協定締結農家数  | 戸   | H24  | 1,476       | H28  | 増加<br>※     |
|                                       | 4                                      | 子育ての環境が整備されていると感じる県民の割合  | %   | H24  | 27.0        | —    | 増加          |
|                                       | 5                                      | 新潟県高齢者大学修了者数   | 人   | H24  | 延べ<br>7,286 | H28  | 延べ<br>8,479 |
| 高齢者1万人あたりの小規模多機能型居宅介護等の利用人数(新潟県の全国順位) |  | 位  | H23 | 第7   | H28         | 第3   |             |
| 6                                     | 「夫も平等に家事・育児等を負担すべきである」という考え方に賛成する男性の割合 | %  | H24 | 60.2 | H28         | 増加   |             |
| 7                                     | 自治会長に占める女性の割合                          |  | H24 | 2.4  | H28         | 増加   |             |

※今後策定する「新潟県農山漁村男女共同参画推進方針(仮称)」において目標数値を決定する。

## 新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 TEL 025-280-5141・5142(直通) FAX 025-280-5166

■ E-mail [ngt030130@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt030130@pref.niigata.lg.jp) ■ ホームページアドレス <http://www.pref.niigata.lg.jp/danjobyodo/>